

お知らせ

市消費生活センターを利用する際は所定の駐車場を利用ください

市消費生活センターは、4月から市産業支援センター内に移転しました。利用の際は、次の駐車場を利用してください。
また、来所の際はできるだけ事前に電話のうえ、時間に余裕を持ってお越し下さい。

- 駐車場**
- まちなかパーク駐車場（産業支援センター前）
- 増田ビル駐車場（産業支援センター横・1台分）

※まちなかパーク駐車場を使用する場合は、サービス券を配布します。

市消費生活センター（市産業支援センター内）
☎0994-311169



軽自動車税の減免申請を受け付けます

障がい者に対する減免
身体障害者手帳等をお持ちの人で、一定の級以上の人は、軽自動車税の減免申請が可能
※減免は障がい者1人につき1台。普通自動車税の減免を受けている人は対象外
※以前申請をした人で、車の買い替え、使用状況の変更があった場合などは再度申請が必要

- 対象になる軽自動車（自家用車のみ）
- ①一定の級以上の障がい者本人が運転する障がい者本人名義の軽自動車
- ②一定の級以上の障がい者の通院・通学・通勤のために生計を同一にする人、又は障がい者の常時介護者が運転する障がい者本人名義の軽自動車

※知的障がい者や18歳未満の身体障がい者と生計を同一にする人の名義の軽自動車を含む
※減免対象基準については、窓口又は電話で確認

- 構造に対する減免
- 対象になる軽自動車

※主に身体障がい者等の利用する構造となっている軽自動車等（車いす昇降装置や固定

装置、浴槽のある車など）
※車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載が無い場合はその旨の分かる写真などの添付が必要
○手続きに必要なもの
※平成28年度軽自動車税納税通知書、車検証、運転者の運転免許証、各種障害者手帳、印鑑、生計同一証明書（※）、個人番号カード又は通知カード

※生計同一証明書は、障がい者本人と生計を同一にする人や、常時介護者が運転する場合には必要で、市福祉政策課又は各総合支所住民サービス課で交付（交付には通院・通学・通勤を証明する書類が必要）

○申請期間 納税通知書が届いてから5月31日（火）まで（土・日曜日・祝日を除く）

市税務課（1階⑤番窓口）
☎0994-4312111
（内線3116・3149）
各総合支所住民サービス課

図書館の予約図書の貸し出し・返却窓口が増えます

リナシティかのや、西原地区・東地区の各学習センターに加え、5月から次の施設でも図書館の予約図書

の貸し出し・返却サービスを開始します。

○対象施設 高限地区交流促進センター、花園地区公民館、高須・大始良・田崎地区の各学習センター

○利用時間 平日の9時～17時
○利用方法 インターネット又は電話での予約の際に受け取り施設を指定し、受け取りの連絡が来たら図書利用カードを各施設に持参

消防団の安全装備品を充実しました

市では、平成27年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用し、鹿屋市消防団員の「ヘルメット（ヘッドライト付き）」と「防火衣一式を整備しました。これは、志布志国家石油備蓄基地周辺の地域における住民の福祉の向上を図るために必要なものを整備する事業です。

今回の整備により、消火時や災害時などの迅速な行動及び消防団員の安全確保に努めることができます。

今後もこの事業を活用し、住民の生命・財産等の安全確保のため、地域防災力の中心となる

消防団の機能充実・強化を図ります。

市安全安心課（3階）
☎0994-311124



▲平成27年度に整備した鹿屋市消防団員のヘルメット（ヘッドライト付き）

5月は「赤十字運動強化月間」です

日本赤十字社では、赤十字が誕生した5月を「赤十字運動月間」として、赤十字活動資金への協力を呼びかけています。この資金をもとに、国内外で地震・台風などの自然災害、戦争や紛争で苦しむ人々に救援の手を差し伸べています。

皆さんのご理解と協力をお願いします。
日本赤十字社鹿屋支部
鹿屋市地区（市社会福祉協議会内）
☎0994-442277

5月の一般健康相談

○内容 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など

期日	場所
5/10(火)	串良ふれあいセンター
5/18(水)	輝北総合福祉センター
5/20(金)	市保健相談センター
5/25(水)	吾平保健センター

※市保健相談センターでは、同日に「こころの健康相談」を実施

○時間 9時30分～11時30分
13時～15時

※市保健相談センターのみ9時～11時
○その他 当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施

市保健相談センター
☎0994-412110

大隅広域夜間急病センターの適正な利用をお願いします

大隅広域夜間急病センターは、夜間の内科・小児科の急病患者を治療するための診療所です。突発的な発熱や腹痛など、外来診療により急病者の医療を担当する医療機関です。



診療時間 19時～翌日7時
大隅広域夜間急病センター
☎0994-454119

「母の日」に合わせて回数券を販売します

5月8日（日）の母の日に合わせて、バラのシャンブーが付いたプレゼント用回数券を販売します。

健康増進センター回数券
○プール・多目的温泉施設回数券11枚綴 3,100円
○トレーニング施設回数券11枚綴 3,100円
○共通回数券11枚綴 5,100円

※トレーニング施設の利用は、事前に体力測定が必要

受付期間 4月29日（金）～5月8日（日）15時まで
受渡期間 5月7日（土）～8日（日）

受渡場所 健康増進センター
県民健康プラザ健康増進センター
☎0994-5210052



消費生活センターだより

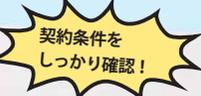
1回限りのつもりが定期購入になっていた

相談事例

人気モデルがSNSで、お試し価格600円のダイエットサプリメントを紹介していた。値段も手ごろだったので、すぐにスマートフォンで注文した。商品が届き試してみたが、体に合わなかったため飲むのをやめた。ところが1か月後また同じ商品が届いたので同封の書類を確認すると、合計4回の定期購入で、2回目以降の価格は6,000円になっていることがわかった。1回限りの購入のつもりだったので、解約したい。（18歳女性）



市消費生活センター（市産業支援センター内） ☎0994-31-1169



アドバイス

- 広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期購入の契約になっている場合があります。
- 画面に表示されている規約等をしっかりと確認してから購入しましょう。
- 申し込み時の画面を保存または印刷しておく、トラブル解決に役立つことがあります。
- 今回は未成年者による契約だったため、未成年者契約の取り消しを文書で業者へ申し出たところ、応じてもらうことができました。